平成四年度	○・八六三
平成五年度	○・七六六
平成六年度	○・六七四
平成七年度	○・五八七
平成八年度	○・五〇四
平成九年度	○・四二五
平成十年度	○・三五一
平成十一年度	○・二九九
平成十二年度	○・二四九
平成十三年度	○・二〇一
平成十四年度	○・一五五
平成十五年度	○・一三八
平成十六年度	○・一二二
平成十七年度	○・一〇二
平成十八年度	○・〇八四
平成十九年度	○・〇六八
平成二十年度	○・〇五三
平成二十一年度	○・〇四一
平成二十二年度	○・〇二八
平成二十三年度	○・〇一九
平成二十四年度	○・〇一二
平成二十五年度	○・〇〇六
平成二十六年度	○・〇〇二
平成二十七年度	○・〇〇一

平成四年度	○・八六一
平成五年度	○・七六四
平成六年度	○・六七二
平成七年度	○・五八五
平成八年度	○・五〇二
平成九年度	○・四二四
平成十年度	○・三五〇
平成十一年度	○・二九八
平成十二年度	○・二四八
平成十三年度	○・二〇〇
平成十四年度	○・一五四
平成十五年度	○・一三七
平成十六年度	○・一二一
平成十七年度	○・一〇一
平成十八年度	○・〇八三
平成十九年度	○・〇六七
平成二十年度	○・〇五二
平成二十一年度	○・〇四〇
平成二十二年度	○・〇二七
平成二十三年度	○・〇一八
平成二十四年度	○・〇一一
平成二十五年度	○・〇〇五
平成二十六年度	○・〇〇一
（新設）	（新設）

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省令第十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）を実施するため、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月二十七日

農林水産大臣　齋藤　健

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。